

危険物等取扱責任者更新講習申し込み方法

船員災害防止協会が実施している危険物等取扱責任者更新講習の申込手続きの際に、履歴等に関する制度変更があったため、申請者の中に一部誤解が生じることがありますので、再確認して頂きたい内容等を取り纏めました。
ご活用をお願いいたします。

1, 更新講習申込及び更新手続き

- ①当協会ホームページの左欄にある「登録講習・更新講習のご案内」（上から3番目）
バナーをクリックします。
- ②次ページ冒頭の、「危険物等取扱責任者資格更新講習（案内と申込書）」
PDFアイコンをクリックします。
- ③案内に続き申込用紙が表示されるので、プリントし必要事項を記入の上、船員手帳の3
ページ目（本人確認用）、5 ページ目（危険物証印の確認用）のコピーを添付し、当協会
宛ファックス又は郵送して下さい。（ファックス番号、住所は案内に記載してあります）
- ④受理後、当協会より、危険物等取扱責任者更新講習教本1冊、試験問題1部、請求書1
枚、振込用紙1枚を、（教本送り先）指定住所に発送致します。受講受付は有効期限の1
年前からです。
- ⑤試験問題の解答が出来たら、当協会宛郵送して下さい。入金を確認出来、かつ合格の場
合修了証書を発行、送付します。この修了証書の有効期限は5年間です。
- ⑥船員手帳、修了証書を持って運輸支局で更新の手続きをして下さい。証印の有効期限内
に更新手続きをしない場合、免許は失効します。
運輸局の更新受付は、通常の場合、有効期限の6ヶ月前からです。

2, 危険物等取扱責任者の資格とは

- ①一般財団法人 海上災害防止センター防災訓練所の登録消防実習、登録学科講習が修了
し、かつ各船種ごとに3ヶ月の乗船履歴があると各船種ごとの甲種危険物等取扱責任者
の認定を受けられます。（船員手帳の5ページ目に証印が押されます）
- ②一般財団法人 海上災害防止センター防災訓練所の登録消防実習、登録学科講習修了者
で乗船履歴が無い場合は、乙種危険物等取扱責任者の認定を受けられます。（船員手帳の

5 ページ目に証印が押されます)

*3ヶ月間の乗船履歴にかわる国土交通大臣の告示部分がありますが、詳細は運輸局窓口でご相談下さい。

③海上災害防止センター防災訓練所の修了証明書は有効期間 5 年です。この期間内に運輸局等で甲あるいは乙の危険物等取扱責任者の認定を必ず受ける必要があります。

④危険物等取扱責任者更新講習では海上災害防止センター防災訓練所の修了証書の延長は出来ません。危険物等取扱責任者更新講習は証印の有効期限を延長するためのものです。

⑤更新するために必要な乗船履歴は3ヶ月間です。

⑥更新せず失効してしまうと、海上防災センターでの消防実習、学科講習を受講し直すなくてはなりません。この制度は再講習制度が無いので、更新講習手続き前に必ず有効期限の再確認をお願いします。

⑦乙種危険物等取扱責任者の免許内容は平成 24 年 1 月 1 日以降 石油、液体化学薬品と液化ガスの免許に分かれました。(現在特例措置期間中)

*特例措置:平成 24 年 1 月 1 日以前は甲種危険物等取扱責任者は乙種を包含する内容だったので、例えば石油の甲種を取得者は全船種(液体化学薬品、液化ガス)乙種として乗船できましたが、乙種が分かれたために甲種危険物(石油)責任者では液化ガス船の乙種は認められなくなりました。

このため平成 24 年 1 月 1 日以降に初めて更新を受けようとする者は、更新講習を受け合格することを条件に申請すれば液化ガス船の乙種免許を取得できます。(1回のみ)

⑧内航危険物船は機関部は消防実習のみで、甲種危険物取扱等責任者を取得可能です。甲板部の安全担当者は学科講習が必要です。

⑨乙種免許も更新講習で延長可能です。乙種記載欄にご記入下さい。

⑩乗船履歴が3ヶ月以上あるにもかかわらず、誤って当協会更新講習の申込をされる方がいますので、申込書には乗船履歴の確認欄を設けております。(一度申込をされますと原則として返金は出来ませんので再度ご確認をお願いします。)

⑪証印の下部の確認印については、甲板部の履歴により確認と記入されているものは甲板

部の免許です。また、機関部の履歴により確認とされたものは機関部の免許です。確認印の無いものは両方の免許です。両方の免許取得者が片方の乗船履歴で更新をするとその確認された部の免許になってしまいますので、ご注意願います。片方の履歴しか無くて、両方の免許を継続するためには更新講習の受講が必要です。

3, 英文修了証書発行

- ①英文修了証書はあくまで更新講習が終了したことを、英文で標記したに過ぎません。船員手帳の証印欄の内容が免許の内容となります。
- ②英文修了証書は消防実習の受講に加え S T C W条約の学科講習修了者のみに発行しています。更新講習を受講されただけでは、英文発行が出来ません。
- ③英文修了証書の発行のみを希望する時は、申込用紙に記載をお願いします。(申込書の添付物は学科講習を修了したことの証明書が必要です)

4, 会員、非会員の選別

- ①申込用紙の1-1) に会員、非会員を記入する欄があり、判らない場合は無記入で結構です。所属会社を記入して頂ければ当方で判定します。

5, 添付書類

- ①申込用紙には船員手帳の3ページ目(氏名欄)、5ページ目(資格証印欄)のコピーが必要です。



和文修了証書見本 ↑

英文修了証書見本 →

